

行政経営改革審議項目

第 3 回提案項目

(平成17年12月5日現在)

項 目	内 容	提案した回
1 組織機構及び職員定数	(1)行政組織の再編整備（国の助言項目）	
	(2)職員定数の適正化（定員適正化計画の策定）（国の助言項目）	第 2 回
2 職員給与	(1)職員給与等の適正化（国の助言項目）	
3 職員の意識改革及び能力開発	(1)人材育成基本方針の策定（国の助言項目）	
	(2)人事評価制度の導入	
4 事務事業の見直し	(1)保育所の適正配置と民営化の推進	
	(2)小中学校の適正配置	
	(3)公共工事のコスト縮減（国の助言項目）	
	(4)生活交通関係事業の整備 （生活交通確保計画の策定）	
	(5)補助金の見直し（国の助言項目）	第 2 回
	(6)受益者負担の適正化（施設使用料を含む）	
	(7)委託料の適正化	
	(8)投票所の投票時間の繰上げ及び投票所の統合	第 2 回
	(9)事務手続の簡素合理化）	
5 財政健全化及び財源確保	(1)財政健全化の推進（国の助言項目） （中期財政計画、公債費適正化計画の策定）	
	(2)市税等の収納率の向上	第 2 回
	(3)入湯税の統一課税	第 2 回
	(4)未利用財産の活用	
6 行政評価の推進	(1)行政評価システムの構築	
7 民間委託の推進・9 市民との協働	(1)事務事業（施設管理等を除く。）の民間委託（国の助言項目）	
	(2)公の施設の管理運営形態の見直し（国の助言項目） （指定管理者制度の導入）	第 1 回・2 回
8 公社・第三セクター等の見直し	(1)西城市民病院の健全経営	
	(2)公社・第三セクターの運営の見直し（国の助言項目）	
9 市民との協働	(1)情報公開の推進	
	(2)意見聴取機会の拡大	
	(3)市民の行政運営への参画機会の拡大	
	(4)自治振興区による地域運営及び行政との協働の推進 （国の助言項目）	
	(5)公社・第三セクターをはじめ民間企業の活用による 効果的な行政運営の推進	
	(6)まちづくり基本条例(仮称)の制定	

行政経営改革審議項目個表

所管課 企画課

項 目	1 組織機構及び職員定数
内 容	(1)行政組織の再編整備（国の助言項目）
現状概要	- 合併協議に基づき「合併当初」の組織を整備 本庁 5 部 18課 44係 7 委員会ほか 支所 6 支所 25課 57係 水道企業 1 市民病院 1 - 本庁機能が10箇所分散している。
課題概要	- 市民と行政の協働による行政運営に向けた事務事業の選択と役割分担の明確化 - 合併当初の職員配置における予想以上の本庁職員への負担 - 今日的課題、将来課題へ対応するための職員配置と組織の構築 - 毎年度、職員を削減する状況を踏まえた職員配置
方針(案)	別紙のとおり
効 果	- 効果的・効率的な組織整備並びに職員配置によって職員減に対応し、広大な市内での市民サービスを維持する。 - 課・係を統合することで簡素、効率的な組織を確立する。 - 本庁組織の充実による「今日的課題、将来課題」への対応
資 料	行政組織の再編整備検討資料

改革の視点

顧客志向	わかりやすく、効率的な組織とすることでの市民満足度の向上
成果志向	納税者としての市民の立場から見た行政経費の削減
マネジメント	市民と行政の協働による行政運営の推進

行政組織の再編整備検討資料

平成18年 1 月

1．合併協議における確認事項

- 1．新市の組織及び機構については、「行政組織・機構の整備方針（案）」に基づき、合併時までに調整する。
- 2．新市において「部」を設置し、部長を置く。
支所長は、部長級とする。
職階は、「部長」「課長」「係長」を基本とし、合併時までに調整する。

参考 新市における行政組織・機構の整備方針（案）

1．住民本位の行政組織・機構

項 目	内 容
住民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構	○ 縦割り行政の弊害を是正するとともに住民の利便性向上のため、関連業務の統合・一元化等による行政の総合化を図る。 ○ 市域全体で均等なサービスが提供できる体制を整備する。
住民の参画、協働を推進し、住民の意見や地域の実情を施策に反映できる組織・機構	○ 行政情報の積極的な公開と広報・広聴機能の充実、併せて住民自治組織づくりを推進し、住民の参画・協働による地域づくりの体制を整備する。
合併直後の住民サービスに急激な変化をきたすことのない組織・機構	○ <u>合併直後の混乱を避け、住民への影響を極力回避する体制を整備する。</u>

2．簡素で効率的な行政組織・機構

迅速な事務処理と意志決定を可能とする組織・機構	○ 管理部門の本所統合など、本所と支所の効率的な機能分担を図る。
最小の費用で最大の行政サービスを提供できる組織・機構	○ 現行にとらわれず、柔軟な組織体制を検討する。 ○ <u>定員適正化計画を策定し、段階的な組織の見直しを図る。</u>

3．地方分権社会に対応できる行政組織・機構

行政組織の専門化等による高度で多様なサービスが提供できる組織・機構	○ 専門職員の拡充などにより、権限移譲への対応及び今日的な行政課題や住民ニーズに即応できる体制を整備する。
合併のメリットを活かした組織・機構	○ 管理部門の統合・一元化等、スケールメリットを活かし、住民生活に密着した部門の充実を図る。

2．現行の行政組織

(1) 本庁

部等	課等	係等			
総務部	総務課	行政係	人事秘書係		
	財政課	管財係	財政係		
	税務課	資産税係	市民税係	収納係	
	情報推進課	情報推進係	広報統計係		
地域振興部	企画課	企画調整係	政策企画係		
	自治振興課	自治振興係			
	農林振興課	管理係	振興係		
	商工観光課	商工振興係	観光交流係		
市民生活部	市民生活課	生活安全係	戸籍住民係		
	人権推進課	人権推進係	男女共同参画係		
	隣保館	隣保館			
	社会福祉課	生活福祉係	高齢者福祉係	介護保険係	
	児童福祉課	児童福祉係	子育て支援係	保育所	
	保健医療課	医療係	国保年金係	健康推進係	
環境建設部	建設課	管理係	土木係	耕地係	高速道・ダム係
	環境衛生課	環境衛生係	衛生センター係	クリーンセンター係	
	都市整備課	管理係	市街地整備係	建築係	
	下水道課	管理係	公共下水道係	集落排水係	
水道部	簡易水道課	庶務係	業務係	工務係	
	会計課	出納係			
教育委員会	教育総務課	総務係	学校管理係		
		小学校	中学校		
	教育指導課	指導係			
	生涯学習課	社会教育係	文化・スポーツ振興係		
		中央公民館	市民会館	田園文化センター	
議会	議会事務局	庶務係	議事調査係		
選挙管理委員会	選挙事務局	選挙係			
農業委員会	農委事務局	農地係			
監査委員	監査事務局	監査係			
公平委員会					
固定資産評価委員会					
水道局	水道課	庶務係	業務係	工務係	浄水係

(2) 支所

西城支所	地域振興課	庶務係	自治振興係	農林振興係	商工観光係
	市民課	市民生活係	戸籍住民係		
	保健福祉課	福祉係	健康推進係	保育所	
	環境建設課	管理係	事業係		
教育委員会	西城教育課	教育係			
		小学校			
選挙管理委員会	事務局				
農業委員会	西城出張所				

東城支所	地域振興課	庶務係	自治振興係	農林振興係	商工観光係
	市民課	市民生活係	戸籍住民係	ふれあいセンター係	税務係
	保健福祉課	福祉係	健康推進係	保育所	
	環境衛生課	環境衛生係	東城ｸﾘｰﾈﾝｸﾞ-係	水道係	下水道係
	建設課	管理係	国土調査係	事業係	
教育委員会	東城教育課	学校教育係	生涯学習係		
		小学校	中学校		
		時悠館			
選挙管理委員会	事務局				
農業委員会	東城出張所				
水道局		東城水道係			

口和支所	地域振興課	自治振興係	産業振興係		
	市民課	市民生活係	戸籍住民係		
	保健福祉課	福祉係	健康推進係	保育所	口和診療所
	環境建設課	管理係	事業係		
教育委員会	口和教育課	教育係			
		口和学校給食共同調理場			
選挙管理委員会	事務局				
農業委員会	口和出張所				

高野支所	地域振興課	自治振興係	産業振興係		
	市民課	市民生活係	戸籍住民係		
	保健福祉課	福祉係	健康推進係	保育所	
	環境建設課	管理係	事業係		
教育委員会	高野教育課	教育係			
		小学校	中学校		
選挙管理委員会	事務局				
農業委員会	高野出張所				

比和支所	地域振興課	自治振興係	産業振興係		
	市民課	市民生活係	戸籍住民係		
	保健福祉課	福祉係	健康推進係	保育所	
	環境建設課	管理係	事業係		
教育委員会	比和教育課	教育係			
		比和学校給食共同調理場			
選挙管理委員会	事務局				
農業委員会	比和出張所				

総領支所	地域振興課	庶務係	里山活力係		
	市民課	市民係			
	保健福祉課	保健福祉係	保育所	総領診療所	
	環境建設課	管理係	事業係		
教育委員会	総領教育課	教育係			
		総領中学校寄宿舎			
選挙管理委員会	事務局				
農業委員会	総領出張所				

3. 定員適正化計画（案）の基本方針（平成17年12月20日の行改審議会で了承）

- (1) 目標定数は、総職員数（西城市民病院の病院技師職を除く。）をもって設定し、職種別・会計別及び本庁・支所の配置人数等については、毎年度、見直しを行う。
- (2) 勤奨退職制度を継続実施する。
- (3) 職員採用は3分の1採用を基本とし、5年後の目標定数は598人以内とする。なお、当面、保育士・調理員の採用は行わない。
- (4) 権限移譲に伴う職員は、移譲事務交付金の範囲において別に設定し、目標定数に含まない。
- (5) 各年度の目標定数（各年4月1日）

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
目標定数	653以内	646以内	631以内	616以内	598以内

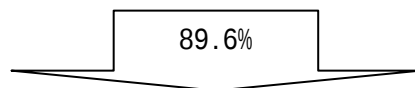
- (6) 年齢階層の均衡を図るため、採用年齢を引き上げる。
- (7) 施設の指定管理・民間委託を推進する。

参考（5年後の想定）

5年後において、合併前からは122人（16.9％）、合併後からは69人（10.3％）の減員となる。

■ 一般行政職員での比較

	除病院職員数	一般行政職員数	区分	基準職員数	超過数
平成17年4月1日	667	514	類似団体	351	163
			定員モデル	488	26



平成22年4月1日	598	460	類似団体	351	109
			定員モデル	488	28

4. 課題

- (1) 市民と行政の協働による行政運営を推進するため、事務事業の選択と役割分担の明確化、併せて適正な職員配置と機能的な組織機構が必要となっている。
- (2) 合併当初における本庁への職員配置率が、三次市・安芸高田市と比較しても低くなっており、事業調整や特定課題への対応に関し、予想以上の職員負担を生じている。

	三次市	安芸高田市	庄原市
人口	61,635	34,439	45,678
総職員数（保育士等を除く）	550	396	537
本庁職員数	406	265	289
本庁集約率	73.8%	66.9%	53.8%

- (3) 平成22年4月の目標定数に向け、毎年度、職員を削減する状況も踏まえ、本庁・支所への適正な職員配置、組織・機構の再編整備が求められている。

5. 整備方針（案）

(1) 総括的事項

事務事業の総点検（別に検討予定）を行う中で、行政がすべきこと、民間で行うことが適当若しくは効果的な事項について抜本的に見直し、併せて行政組織の再編・整備を行う。

課・係の設置については、「新市における行政組織・機構の整備方針」に沿って見直す。

(2) 職員配置

平成22年4月の目標定数を踏まえ、「4年後のあるべき職員配置」を設定する。

本庁には、本庁機能の業務と庄原支所の業務を行う職員を配置する。

各支所には、支所業務を行う職員を配置する。

本庁については、平成18年4月において「4年後のあるべき職員配置」を基本として職員を配置し、本庁機能の充実に向けた体制を整備する。

支所については、平成18年4月において「4年後のあるべき職員配置」に比べ1～8人多い職員を配置し、今後の退職者等を踏まえ、段階的に減員する。

権限移譲に伴う配置については、移譲の時期、項目、必要職員数等を踏まえ、別に検討する。

参考1 ■平成22年4月における「あるべき職員配置（案）」（特定施設等を除く）

	平成17年10月	平成22年4月	差
本庁	276	291	15
部長・課長	30	31	1
係長以下	246	260	14
西城支所	44	30	14
部長・課長	6	4	2
係長以下	38	26	12
東城支所	73	59	14
部長・課長	7	7	-
係長以下	66	52	14
口和支所	28	22	6
部長・課長	6	4	2
係長以下	22	18	4
高野支所	31	22	9
部長・課長	6	4	2
係長以下	25	18	7
比和支所	27	21	6
部長・課長	6	4	2
係長以下	21	17	4
総領支所	27	20	7
部長・課長	6	4	2
係長以下	21	16	5
合 計	506	465	41
部長・課長	67	58	9
係長以下	439	407	32

* 左記から除く特定施設等
 保育所
 診療所
 処理施設（庄原・東城）
 学校
 市民会館
 田文セ
 時悠館
 組合専従
 開発公社派遣
 西城市民病院

* 本庁への職員集約率

平成17年度	平成22年度
54.5%	62.6%

参考 2

■平成22年 4 月における「支所業務を行う係長以下の職員配置（案）」（特定施設等を除く）

	職員数	想定人口	職員 1 人当人口
本 庁	260		
本庁機能	171		
庄原支所	89	19,800	222
西城支所	26	4,546	175
東城支所	52	9,713	179
口和支所	18	2,473	137
高野支所	18	2,301	127
比和支所	17	1,900	112
総領支所	16	1,767	110
合 計	407		
本庁機能	171		
支所機能	236	42,500	180

* 左記から除く特定施設等
 保育所
 診療所
 処理施設（庄原・東城）
 学校
 市民会館
 田文セ
 時悠館
 組合専従
 開発公社派遣
 西城市民病院

(3) 組織・機構

広大な区域面積を考慮し、当分の間、支所を継続設置する。

国の動向を踏まえながら、助役・収入役の設置、行政委員会のあり方及び生涯学習分野の市長部局への移管などについても検討を行う。

現状や特定課題等に応じて、課・係の新設や統合、分離検討を行う。

職員を配置している施設の管理、運営、活用等についても見直しを行う。

(4) 支所

戸籍・住民票・証明書交付等の窓口業務のほか、福祉、医療、健康推進などの分野については、原則として現行機能を維持する。

他の分野については、所管区域の特定業務のほか、相談、確認、連絡、調整など、住民への直接的な対応機能を維持する。

職員数・組織に応じて、事務分掌、決裁権限等の見直しを行う。

教育課を廃止し、本庁直轄の係設置とする。

ただし、東城地区及び学校統合が終了していない西城・比和地区については、当面、支所教育課を置く。

行政経営改革審議項目個表

所管課 総務課

項 目	2 職員給与
内 容	(1)職員給与等の適正化（国の助言項目）
現状概要	- 合併協議により、給料表・諸手当に関し、国に準じた内容に整理・統一済み - 国の行政改革指針における重点課題（実施済み事項） - ア 高齢層職員の昇給停止→55歳での昇給停止 - イ 不適正な昇給期間短縮措置の是正→全廃 - 退職時特別昇給の廃止→退職時特別昇給、退職予定特別昇給の廃止 - ウ 不適正な給料表運用（わたり）の是正 → 1 職 1 級制を基本とする級別職務分類表に基づく運用 - エ 退職手当支給率の引き下げ→国家公務員の退職手当制度改革に準じた引き下げ - オ 特殊勤務手当の適正化→不適正な特殊勤務手当の廃止（税務・生活保護業務ほか） - 初任給基準の是正（実施済み事項） → 国家公務員の大卒初任給に準じて初任給基準の引き下げ - 平成17年度において給与の 4 % ～ 6.5 % カット及び管理職手当の10%カットを実施
課題概要	- 給与など人事行政運営等にかかる状況の市民への公表 - 人事評価（実績評価）に基づく昇給及び勤勉手当支給の制度化
方針(案)	「人事行政運営等の状況の公表に関する条例」の制定（17年12月制定済み）及び公表の実施 - 人事院勧告及び給与構造改革（地域手当の新設、人事評価（実績評価）に基づく昇給及び勤勉手当支給の制度化）に準じて給料水準を見直す。
効 果	- 給与や定員管理の状況を公表し、透明性を高める中で住民の理解を得る。 - 年功的給与体系から実績主義に転換し、給与制度に対する住民の理解を得るとともに、職員の意識改革及び士気の高揚を図る。
資 料	職員給与の適正化検討資料

改革の視点

顧客志向	給与や定員管理の状況を公表することによる市民理解の醸成
成果志向	- 人事評価（実績評価）を給与に反映させることによる給与の適正化 - 職員の意識改革、資質改革による市民サービスの向上
マネジメント	

職員給与の適正化検討資料

平成18年 1 月

1. 合併協議における確認事項

給与制度については、国家公務員の取扱いに準ずることを基本とし、合併時に統一する。
 なお、現職員については、現給を保障し、新市において格差を調整する。

2. 職員の給与

(1) 給与の種類

給料

手当

扶養手当、調整手当（広島市で勤務、医療職） 通勤手当、住居手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当（正規の勤務時間が22時から翌日5時までの職） 宿日直手当（医療職） 管理職手当、初任給調整手当（医療職） 管理職員特別勤務手当（部課長の休日勤務） 期末手当、勤勉手当

(2) 給料表

行政職給料表

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

イ 医療職給料表(2)

ウ 医療職給料表(3)

行政職給料表

単位：円

級 号給	1 級 (主事等) 給料月額	2 級 (主事等) 給料月額	3 級 (主任主事等) 給料月額	4 級 (主任等) 給料月額	5 級 (係長等) 給料月額	6 級 (課長等) 給料月額	7 級 (部長等) 給料月額
1	-	218,200	235,700	256,300	275,600	296,800	330,300
2	134,400	226,200	244,600	265,200	284,800	306,800	342,300
3	138,800	234,600	253,700	274,200	294,300	316,900	354,200
4	143,300	243,500	262,300	283,300	304,100	327,200	366,000
5	148,500	252,500	270,800	292,400	313,800	337,600	377,600
6	154,300	260,900	279,400	301,600	323,700	348,000	389,000
7	160,200	269,300	288,000	310,900	333,600	357,800	400,500
8	170,700	277,600	296,400	320,200	343,300	367,300	412,100
9	177,400	285,700	304,800	329,500	352,700	376,700	423,500
10	184,400	293,600	313,100	338,700	361,800	386,000	434,300
11	191,600	301,300	321,300	347,800	370,800	395,000	445,300
12	199,000	309,200	329,600	356,800	379,800	404,000	456,300
13	206,600	317,300	338,000	365,800	388,800	413,000	467,300
14	214,400	325,600	346,500	374,800	397,800	422,000	478,300
15	222,400	334,100	355,200	383,800	406,800	431,000	489,300
16	230,600	342,800	364,000	392,800	415,800	440,000	500,300
17	239,000	351,700	373,000	401,800	424,800	449,000	511,300
18	247,600	360,800	382,200	410,800	433,800	458,000	522,300
19	256,400	370,100	391,600	419,800	442,800	467,000	533,300
20	265,400	379,600	401,200	428,800	451,800	476,000	544,300
21	274,600	389,300	411,000	437,800	460,800	485,000	555,300
22	284,000	399,200	421,000	446,800	469,800	494,000	566,300
23	293,600	409,300	431,200	455,800	478,800	503,000	577,300
24	303,400	419,600	441,600	464,800	487,800	512,000	588,300
25	313,400	430,100	452,200	473,800	496,800	521,000	599,300
26	323,600	440,800	463,000	482,800	505,800	530,000	610,300
27	334,000	451,700	474,000	491,800	514,800	539,000	621,300
28	344,600	462,800	485,200	500,800	523,800	548,000	632,300
29	355,400	474,100	496,600	509,800	532,800	557,000	643,300
30	366,400	485,600	508,200	518,800	541,800	566,000	654,300
31	377,600	497,300	520,000	527,800	550,800	575,000	665,300
32	389,000	509,200	532,000	536,800	559,800	584,000	676,300
33	400,600	521,300	544,200	545,800	568,800	593,000	687,300
34	412,400	533,600	556,600	554,800	577,800	602,000	698,300

(3) 特殊勤務手当

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務に従事する職員に支給する。

防疫等の作業に従事する職員

行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに従事する職員

廃棄物等の処理作業に従事する職員

保育所及びへき地保育所業務に従事する職員

早朝調理業務に従事する職員

夜間看護業務に従事する職員

病院の救急業務に従事する職員

水道局の技術職員

3. 県内他市との比較

(1) ラスパイレス指数

	団体名	平成17年指数
1	福山市	100.2
2	竹原市	99.1
3	東広島市	99.1
4	因島市	98.4
5	尾道市	98.0
6	大竹市	98.0
7	廿日市市	98.0
8	呉市	97.9
9	安芸高田市	97.7
10	府中市	97.5
11	広島市	97.1
12	三原市	97.0
13	三次市	96.5
14	江田島市	94.3
15	庄原市	91.6

(2) 平成17年度初任給月額（一般行政職）

団体名	大学卒	高校卒
因島市	定めなし	定めなし
府中市	定めなし	定めなし
東広島市	定めなし	定めなし
三原市	184,400	148,500
安芸高田市	184,400	148,500
呉市	179,800	148,500
広島市	177,900	148,500
竹原市	177,400	148,500
大竹市	177,400	143,300
廿日市市	177,400	148,500
福山市	176,900	143,300
三次市	170,700	143,300
尾道市	170,700	138,800
江田島市	170,700	138,800
庄原市	170,700	143,300

ラスパイレス指数とは、地方公務員と国家公務員の給与水準を、国家公務員の職員構成を基準として、職種ごとに学歴別、経験年数別に平均給与月額を比較し、国家公務員の給与を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を指数で示したものです。

(3) 平均給料月額等

団体名	平均給料	平均経験年数	平均年齢
福山市	391,500	24年 7 月	45歳11月
広島市	379,900	24年 8 月	46歳
呉市	363,300	21年 6 月	43歳 7 月
尾道市	361,400	21年 9 月	43歳 5 月
府中市	359,200	23年	44歳 1 月
因島市	358,000	22年	44歳 1 月
竹原市	357,100	22年 1 月	43歳 6 月
安芸高田市	356,800	22年10月	43歳 6 月
三原市	353,700	22年 2 月	43歳 7 月
廿日市市	353,500	21年 1 月	43歳
江田島市	345,400	22年 8 月	43歳 8 月
東広島市	345,300	20年	41歳 8 月
三次市	339,700	20年 4 月	41歳11月
大竹市	338,500	18年11月	41歳 3 月
庄原市	323,200	21年 6 月	42歳 8 月

4. 「庄原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」の概要

(1) 趣旨

人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定める。

(2) 報告事項

職員の任免及び職員数の状況

職員の給与の状況

職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の分限及び懲戒処分の状況

職員のサービスの状況

職員の研修及び勤務成績の評定の状況

職員の福祉及び利益の保護の状況

その他市長が必要と認める事項

(3) 公表の時期

毎年12月末までに公表（平成 17 年度においては、平成 18 年 3 月末）

(4) 公表の方法

広報紙

ホームページ

5. 給与構造改革の概要

(1) 基本的な考え方

職員の士気を確保しつつ能率的な人事管理を推進するため、年功的な給与の上昇を抑制し、職務・職責や勤務成績に応じた給与システムを構築する。

公務員の給料水準を引き下げたうえで、民間賃金における地域格差を踏まえ、民間賃金が高い地域の公務員には、地域手当を支給する。

年功的な給与上昇を抑制し、職務・職責に応じた給料構造への転換を図る。

勤務成績をよりの確に反映し得るよう昇給制度、勤勉手当制度を整備する。

(2) 改革すべき事項

給料表の見直し（18年4月施行）

地域別の官民格差の3年平均値を参考として給料表の全体水準を平均4.8%引下げる。

地域手当の新設（18年4月施行）

民間賃金の地域間格差が適切に反映されるよう、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に対し、地域手当を支給する。（庄原市は対象外）

勤務成績の給与への反映（18年4月施行）

ア 職員の勤務成績が適切に反映される昇給制度を導入

イ 勤勉手当への勤務成績の反映

管理職手当の見直し（19年度から）

管理職手当を定率性から定額制に移行する。

行政経営改革審議項目個表

所管課 総務課

項 目	3 職員の意識改革及び能力開発
内 容	(1)人材育成基本方針の策定（国の助言項目）
現状概要	○新市においては、未策定 参考 合併前の策定状況 旧庄原市 有 策定率（17.4.1現在） 全国 49.8% 県内市 21.4%
課題概要	○職員の市民本位意識、コスト意識などへの意識改革と政策形成能力、創造形成能力、法務能力などの能力開発の推進 ○地方公務員としての基本的な心構えの醸成 ○「人事行政運営等の状況の公表に関する条例」の制定及び公表の実施
方針(案)	○人材育成を、職員の採用から、異動、昇任、研修、評価までのトータルなシステムととらえた、総合計画としての人材育成基本方針の策定（18年度） ○職員の意識改革のための必要な研修・評価の実施 ○「人事行政運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の研修及び勤務成績の評定の状況について公表
効 果	○職員個々の能力・可能性を十分引き出し、組織としての総合力を高める
資 料	「人材育成基本方針」及び「研修に関する基本的な方針」の策定について

改革の視点

顧客志向	○職員の研修及び勤務成績の評定の状況を公表することによる市民理解の醸成
成果志向	○職員の意識改革、資質改革による市民サービスの向上
マネジメント	

「人材育成基本方針」及び「研修に関する基本的な方針」 の策定について

〇〇市（町）人材育成基本方針

※ 人材育成の目的、方策等を明確にした人材育成に関する基本方針を
各地方公共団体が策定すること

「地方自治・新時代における地方公共団体の行政改革推進のための
指針の策定について」（平成9年11月14日付け自治事務次官通知）

【策定にあたっての留意・検討事項】

（「地方自治・新時代における人材育成基本方針策定について」より）

- 1 人材育成の目的の明確化
- 2 学習的風土づくり等の総合的取組の推進

3 職員研修の充実、多様化 ⇒ 「研修に関する基本的な方針」

※ 地方公共団体は、研修の目的、研修に関する計画の指針となるべき事項その他研修に関する基本的な指針を定めるものとする（根拠：地方公務員法第39条第3項（平成17年4月1日施行））。

※ 「人材育成基本方針」中の研修に関する基本的な方針を定めることについて法律上の責務としたもの

※ 「研修に関する基本的な方針」と「人材育成基本方針」の関係については、「研修に関する基本的な方針」を中核とし、それを包含する形で「人材育成基本方針」を定めることが望ましいものであること

「地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律の運用について」（平成16年8月1日付け総務省自治行政局公務員部長通知）

- 4 人材育成推進体制の整備等

人事評価制度の概要

1．基本的な考え方

能力・実績に基づく人事管理を進めるには、職員の職務遂行能力や勤務実績を的確に把握し、評価して、人材育成、任用・人事配置、給与処遇などに活用することが重要である。そのための土台として、客観的で公正性や透明性が高く、実効性のある人事評価制度を整備する。

2．目的

職員のやる気を引き出すとともに、能力や資質の向上を図り組織を活性化する。

3．評価にあたっての留意点

- (1) 管理者と職員との間で仕事の内容やスケジュールを確認した上で、仕事の結果を振り返って判定する。
- (2) 評価期間の初めや終わりに、管理者と職員の円滑な意思疎通の確保の観点からも両者の面談を行う。
- (3) 評価にあたっては、職員からの自己申告を得つつ、複数段階の評価者により行う。
- (4) 職員の自己啓発や人材育成に活用する観点からも、評価結果を職員本人に開示していく方向で対応する。
- (5) 評価の手順や面談の技法等についての評価者研修を行う。
- (6) 個別の評価結果に関する苦情については、評価プロセスにおける対応を重視しつつ、評価に関する職員の苦情に対処する仕組みを整備する。

4．評価の仕組み（例・広島県）

(1) 評価者

直近の上司など

(2) 評価の項目（室長級）

実 績

課題の解決、経営感覚、仕事の量、仕事のスピード、仕事の正確さ、業務改善

能 力

識見、決断力、統率・指導力、折衝力、企画力、理解・判断力、情報収集・活用力

態 度

積極性、責任感、規律性

行政経営改革審議項目個表

所管課 総務課

項 目	3 職員の意識改革及び能力開発
内 容	(2)人事評価制度の導入
現状概要	○新市においては、導入なし 参考（合併前の状況） 旧高野町 有
課題概要	○職員個々の能力や適正を最大限生かすとともに、職員の士気を高めることによる組織の活性化 ○人事院勧告及び給与構造改革の実施による、昇給制度及び勤勉手当への実績評価の反映 ○適正な評価項目、評価方法の確保
方針(案)	○18年度から管理職員を対象として試行的に実施し、試行の結果を検証後、本格実施に向け制度を確立する。 ○評価者研修等を実施する
効 果	○職員の意識改革による、市民サービスの向上 ○職員能力の向上
資 料	○人事評価制度の概要

改革の視点

顧客志向	○職員の資質を高めることでの、良質な市民サービスの提供
成果志向	
マネジメント	

行政経営改革審議項目個表

所管課 児童福祉課

項 目	4 事務事業の見直し																																											
内 容	(1)保育所の適正配置と民営化の推進																																											
現状概要	○平成17年4月1日現在の状況 <table><tr><td>庄原地区</td><td>公立10所</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>西城地区</td><td>公立1所</td><td></td><td></td><td>休所1所</td></tr><tr><td>東城地区</td><td>公立5所</td><td>私立1所</td><td></td><td></td></tr><tr><td>口和地区</td><td>公立1所</td><td>私立1所</td><td></td><td>休所2所</td></tr><tr><td>高野地区</td><td>公立1所</td><td>私立1所</td><td></td><td>休所1所</td></tr><tr><td>比和地区</td><td>公立1所</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>総領地区</td><td>公立1所</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>合計</td><td>公立20所</td><td>私立3所</td><td></td><td>休所4所</td></tr></table> 指定管理の状況 三日市保育所（16年4月～） 庄原北保育所（18年4月～） 東城保育所（18年4月～）				庄原地区	公立10所				西城地区	公立1所			休所1所	東城地区	公立5所	私立1所			口和地区	公立1所	私立1所		休所2所	高野地区	公立1所	私立1所		休所1所	比和地区	公立1所				総領地区	公立1所				合計	公立20所	私立3所		休所4所
庄原地区	公立10所																																											
西城地区	公立1所			休所1所																																								
東城地区	公立5所	私立1所																																										
口和地区	公立1所	私立1所		休所2所																																								
高野地区	公立1所	私立1所		休所1所																																								
比和地区	公立1所																																											
総領地区	公立1所																																											
合計	公立20所	私立3所		休所4所																																								
課題概要	○入所児童が減少している施設があり、行政経費の均衡が図られていない。 ○低年齢児保育への要望が高く、庄原地域での待機児童が増加傾向にある。 平成17年度待機児童 17人 ○朝夕及び土曜日午後の延長保育、日曜・祝祭日の保育など、新たな保育需要が増加している。 ○統合後における園児の送迎 ○統廃合後の跡地の活用																																											
方針(案)	○保育所統合については、入所児童数の推移と維持経費を勘案する中で、私立保育所の活用を含め検討する。 ○指定管理への移行については、 新たな保育需要へ対応するため、運営経費が増大しない範囲で 平成27年度までに1 / 2（10所）程度の保育所を導入対象とし、 一地域に複数所在する保育所を優先的に行う。 ただし、職員数の動向に留意するほか、延長保育や一時保育など、保育機能の充実が必要な施設は、別に検討する。																																											
効 果	○統合による人件費などの管理経費の削減 ○指定管理への移行による保育サービスの拡大																																											
資 料	○保育所の状況																																											

改革の視点

顧客志向	○子育て環境・保育サービスの充実による市民満足度の向上
成果志向	○統合による運営経費の削減
マネジメント	

保育所の状況

区分	施設名	定員	児童数 (18.1)	入所率	保育士数 (代替を除く)			職員1人当 たり入所児 童数	指定管理 施設	備考	地区
					正保育士	臨保育士	合計				
一般	庄原保育所	170	136	0.80	11	2	13	10.5			庄原
一般	板橋保育所	60	57	0.95	5	1	6	9.5		建替後定員110人	庄原
一般	七塚保育所	45	33	0.73	3		3	11.0			庄原
一般	山内保育所	45	38	0.84	5	2	7	5.4			庄原
一般	庄原北保育所	60	61	1.02			-		¹ (18年4月)		庄原
一般	高保育所	45	27	0.60	2	1	3	9.0			庄原
一般	峰田保育所	45	26	0.58	4	1	5	5.2			庄原
一般	三日市保育所	80	76	0.95			-		¹ (16年4月)		庄原
へき地	永末保育所	35	25	0.71	2	1	3	8.3			庄原
へき地	実留保育所	25	12	0.48	2		2	6.0		19年4月板橋保へ	庄原
一般	西城保育所	120	95	0.79	9	3	12	7.9			西城
一般	東城保育所	140	157	1.12	10	7	17	9.2	¹ (18年4月)	建替後定員170人	東城
一般	内堀保育所	20	14	0.70	2	1	3	4.7			東城
一般	八幡保育所	30	16	0.53	2	1	3	5.3			東城
一般	田森保育所	35	25	0.71	2	1	3	8.3			東城
へき地	帝釈保育所	25	7	0.28	1	1	2	3.5		18年4月八幡保へ	東城
一般	みどり園保育所	60	54	0.90	4	3	7	7.7			口和
一般	下高保育所	45	38	0.84	6	1	7	5.4			高野
一般	比和保育所	60	36	0.60	5	1	6	6.0			比和
一般	総領保育所	60	65	1.08	6	3	9	7.2			総領

私立	小奴可保育所	30	42	1.40							東城
私立	聖慈保育所	20	19	0.95							口和
私立	新市保育所	30	26	0.87							高野

休所中の保育所

一般	美古登保育所										西城
へき地	金田保育所										口和
へき地	竹地谷保育所										口和
へき地	湯川保育所										高野

へき地	実留保育所	25	12	0.48	2		2	6.0		19年4月板橋保へ	庄原
へき地	帝釈保育所	25	7	0.28	1	1	2	3.5		18年4月八幡保へ	東城

行政経営改革審議項目個表

所管課 教育総務課

項 目	4 事務事業の見直し			
内 容	(2)小中学校の適正配置			
現状概要	○平成17年 4 月 1 日現在の状況			
	庄原地区	小学校14校	中学校 1 校	
	西城地区	小学校 3 校	中学校 1 校	休校 6 校（小学校 6 校）
	東城地区	小学校 6 校	中学校 2 校	休校 6 校（小学校 5 校・中学校 1 校）
	口和地区	小学校 2 校	中学校 1 校	休校 1 校（小学校 1 校）
	高野地区	小学校 1 校	中学校 1 校	
	比和地区	小学校 4 校	中学校 1 校	
	総領地区	小学校 1 校	中学校 1 校	
	合計	小学校31校	中学校 8 校	休校13校（小学校12校・中学校 1 校）
	適正化計画の策定状況			
庄原地区	有			
西城地区	有			
東城地区	有			
比和地区	17年度検討委員会設置（提言1/13、17年度計画策定）			
課題概要	○児童・生徒の減少に伴う小規模での学校運営、複式学級の増加によって、基礎・基本の学力、集団生活の適応力等へ懸念を生じている。			
	○統合後における児童・生徒の通学手段の確保			
	○統廃合後の跡地の活用			
方針(案)	○切磋琢磨できる教育環境の中で、社会性・協調性・豊かな心を持った児童の育成を図るため、適正配置を推進する。			
効 果	○適正規模への再編による、教育環境の充実			
資 料	○小中学校の状況			

改革の視点

顧客志向	○教育環境の充実に伴う市民満足度の向上
成果志向	
マネジメント	

小中学校の状況

施設名	児童数 (17.5.1)	複式学級		再配置の計画	地区
		現在	予定		
庄原小学校	421				庄原
永末小学校	38	1	1		庄原
高南小学校	20	1	-	¹ (20年4月高小へ)	庄原
高小学校	57		1		庄原
本小学校	26	1	-	¹ (20年4月峰田小へ)	庄原
上谷小学校	6	1	-	¹ (20年4月峰田小へ)	庄原
峰田小学校	29	1	1		庄原
板橋小学校	88				庄原
実留小学校	21	1	-	¹ (20年4月板橋小へ)	庄原
東小学校	155				庄原
山内小学校	57		1		庄原
水後小学校	18	1	-	¹ (20年4月山内小へ)	庄原
川北小学校	33	1	1		庄原
田川小学校	22	1	-	¹ (20年4月川北小へ)	庄原
西城小学校	114				西城
美古登小学校	40	1	1		西城
小鳥原小学校	16	1	-	¹ (19年4月西城小へ)	西城
小奴可小学校	26	1	1		東城
内堀小学校	31	1	-	¹ (17年4月小奴可小へ・未実施)	東城
八幡小学校	43	1	1		東城
粟田小学校	26	1	1		東城
東城小学校	289				東城
帝釈小学校	17	1	-	¹ (17年4月東城小へ・未実施)	東城
口南小学校	77				口和
口北小学校	45	1	1		口和
高野小学校	124				高野
森脇小学校	18	1	-	検討委員会提言 ¹ (20年4月比和小へ)	比和
古頃小学校	7	1	-	検討委員会提言 ¹ (20年4月比和小へ)	比和
比和小学校	43	1	1		比和
三河内小学校	16	1	-	検討委員会提言 ¹ (20年4月比和小へ)	比和
総領小学校	86				総領

2,009

21

庄原中学校	576				庄原
西城中学校	106				西城
小奴可中学校	40		-	¹ (16年4月東城中へ・未実施)	東城
東城中学校	212				東城

小中学校の状況

施設名	児童数 (17.5.1)	複式学級		再配置の計画	地区
		現在	予定		
口和中学校	55				口和
高野中学校	67				高野
比和中学校	49				比和
総領中学校	49				総領

1,154

休校中の学校

大屋小学校					西城
大戸小学校					西城
熊野小学校					西城
油木小学校					西城
三坂小学校					西城
西城小学校山家季節分校					西城
千鳥小学校					東城
菅竹小学校					東城
戸宇小学校					東城
久代小学校					東城
始終小学校					東城
竹地谷小学校					口和
八幡中学校					東城

高南小学校	20	1		¹ (20年4月高小へ)	庄原
本小学校	26	1		¹ (20年4月峰田小へ)	庄原
上谷小学校	6	1		¹ (20年4月峰田小へ)	庄原
実留小学校	21	1		¹ (20年4月板橋小へ)	庄原
水後小学校	18	1		¹ (20年4月山内小へ)	庄原
田川小学校	22	1		¹ (20年4月川北小へ)	庄原
小鳥原小学校	16	1		¹ (19年4月西城小へ)	西城
内堀小学校	31	1		¹ (17年4月小奴可小へ・未実施)	東城
帝釈小学校	17	1		¹ (17年4月東城小へ・未実施)	東城
森脇小学校	18	1		検討委員会提言 ¹ (20年4月比和小へ)	比和
古頃小学校	7	1		検討委員会提言 ¹ (20年4月比和小へ)	比和
三河内小学校	16	1		検討委員会提言 ¹ (20年4月比和小へ)	比和
小奴可中学校	40			¹ (16年4月東城中へ・未実施)	東城

行政経営改革審議項目個表

所管課 財政課

項 目	4 事務事業の見直し
内 容	(3)公共工事のコスト縮減（国の助言項目）
現状概要	○新市においては、計画策定なし 参考（合併前の状況） 旧庄原市 有
課題概要	○工事に関するコスト縮減に対する共通認識の徹底と、担当課における具体的取り組み状況の把握
方針(案)	○旧庄原市のコスト縮減計画の内容を見直し、新市のコスト縮減計画と位置付け、引き続き取り組みを進める。（17年度策定）
効 果	○工事コストの節減
資 料	○公共工事コスト縮減対策計画の概要（旧庄原市策定）

改革の視点

顧客志向	
成果志向	○コスト縮減による行政経費の節減
マネジメント	

公共工事コスト縮減対策計画の概要（平成 15 年 3 月庄原市策定）

第 1 基本的考え方

1．行動計画の目的

市が発注する公共工事について、コスト縮減効果が期待できる諸施策を計画的かつ組織的に実行し、公共工事のコスト縮減を図る。

2．行動計画の基本的方針

(1) 総合的なコスト縮減の推進

「工事コスト」の低減のほか、「工事の時間的コスト」、「施設の品質の向上によるライフサイクルコスト」、「工事における社会的コスト」及び「工事の効率性による長期的コスト」の低減を基本的視点とし、工事に関する各種施策を実施。

(2) 大型工事における計画・設計段階の縮減対策の推進

大型プロジェクト等において事業手法の検討から計画、設計、入札・契約等の各段階で縮減対策の徹底を先行的に実施し、効果の高い施策は速やかに他工事へも反映させることとし、それに必要な仕組みの整備を図る。

(3) 建設リサイクルの推進

情報交換体制の整備や新技術活用により、建設副産物の発生抑制や再生利用の促進を通じてコスト低減を図る。

(4) 建設行政の IT 化の推進

IT 技術を導入し、工事関係書類・業務成果品など技術情報データベース等の電子化、インターネットを活用した受発注者間の情報交換をはじめ、電子入札も検討。

(5) 工事の発注と施工の適正化の推進

工事情報の公表と工事履行における透明性の確保、公正な競争の促進、施工体制の適正化、不正行為の排除の徹底により、民間の技術競争を活発化させることによりコスト低減を図る。

3．コスト縮減のための組織体制

工事担当課を中心として、具体的で広範な取り組みを行う。

4．取り組み期間

平成 14 年度から平成 20 年度までの 7 年間とする。

5．フォローアップ等

行動計画の実施状況については、検討組織において適切にフォローアップし、行動計画策定後も引き続き課題の抽出を行い対応策の立案・実施に努める。

6．他団体との連携

行動計画におけるコスト縮減対策をより実効性のあるものにしていくために、県や他団体等と情報交換等、連携を図りながら施策を実施する。

7. 留意点

行動計画における各施策の実施に当たっては、次の事項に留意する。

ア 機能・品質の確保 イ 不当なしわ寄せの防止 ウ 不正行為の防止

第2 コスト縮減のための具体的施策

施策の実施によるコスト縮減効果については、原則として従来からの手法により計測する。

1. 工事コストの低減

工事の計画・設計の見直し、建設リサイクルの推進、新技術の活用、工事の発注と施工の適正化等について、新たな施策を実施する

ア 工事の計画・設計等の見直し イ 工事発注の効率化等
ウ 工事構成要素のコスト低減 エ 工事実施段階での合理化・規制改革等

2. 工事の時間的コストの低減

個々の工事の効率的な実施は、早期の便益発現や事業資金の金利負担の低減などの時間的コスト低減効果をもたらし、事業箇所の集中化、新技術の活用による工期短縮等により時間的効率性の向上を図る。

3. ライフサイクルコストの低減

耐用年数の長い施設、省資源、省エネルギー化に資する施設、環境と調和する施設等の整備を推進するなど、施設の品質の向上を図ることにより、ライフサイクルを通じてのコストの低減や環境に対する負担の低減を図る。

4. 工事における社会的コストの低減

公共工事は、先導的に建設副産物対策や環境対策、安全対策を実施していくことが求められ、建設副産物対策の推進や環境対策による環境負荷の低減、工事中の工事渋滞緩和、工事中の事故の減少等を通して社会的なコスト低減を図る。

5. 工事の効率性向上による長期的コストの低減

民間企業の技術力を公共工事において積極的に活用し、工事の効率性と建設業の生産性の向上を促す。

第3 具体的取組みによる効果額

平成 14 年度 155 百万円 平成 15 年度 932 百万円

行政経営改革審議項目個表

所管課 全課

項 目	4 事務事業の見直し
内 容	(6)受益者負担の適正化（施設使用料を含む）
現状概要	○施設使用料（住宅等、一部を除く。）は、合併時に、見直しが図られていない。 ○手数料は、合併時に統一している。 ○負担金、分担金は、合併時に概ね統一している。
課題概要	○施設使用料（住宅等、一部を除く。）は、規模・建築年度等に違いがあり、同種・類似施設であっても金額の統一が困難。 ○使用料の設定（単位等）が施設ごとに異なる。
方針(案)	○別紙のとおり
効 果	○受益者負担の適正化 ○自主財源の確保（利用料金制のときは、委託経費の減）
資 料	

改革の視点

顧客志向	○受益者（利用者）負担の公平性の確保 ○市民に分かりやすい使用料の設定
成果志向	
マネジメント	

受益者負担金の検討資料

平成18年 1 月

1 . 合併協議における確認事項（合併時に統一されたもの等を除く。）

1 . 施設使用料

- (1) 研修宿泊施設、生活福祉関係施設、教育関係施設の使用料は、当面、現行のとおりとする。
- (2) 同種又は類似する施設の使用料は、新市において統一に努める。
ただし、生活福祉関係施設の高齢者住宅使用料は、原則、現利用者の負担増とならない方向で調整する。
- (3) 都市公園の有料公園施設使用料は、当面、現行のとおりとする。

2 . 水道料金（上水道）

水道料金（上水道）は、当分の間、料金表を別とし、新市において統一に努める。料金については、当面、現行のとおりとする。

3 . 下水道

(1) 計画

新市において、平成19年度末までに汚水処理計画を策定し、公共下水道事業・農業集落排水事業及び浄化槽市町村整備推進事業を基本として、新市全域の下水道整備を推進する。

(2) 使用料

- ① 東城町を除く 1 市 5 町の使用料は、庄原市の例により統一し、平成17年 4 月調定分から適用する。
- ② 東城町の公共下水道の使用料は、合併時まで調整する。(現行の料金体系とする。)

調整報告

1 . 現況概要

- ① 庄原市の現行料金（新市における 1 市 5 町区域の料金）
基準単価 1 m³当たり 1 2 5 円 一世帯月平均2,500円
- ② 東城町の現行料金
基準単価 1 m³当たり 1 7 5 円 一世帯月平均3,500円

2 . 方針

東城町の使用料については、現行の東城町の料金体系とする。

(3) 受益者の負担金及び分担金

- ① 公共下水道の負担金及び分担金は、現行のとおりとする。
- ② 農業集落排水の分担金は、現行のとおりとする。

(合併時に統一されたもの等)

1. 各種手数料（一部を除く）
2. 防災行政無線、オフトーク通信の設置負担金及び利用料
3. 福祉・保健サービス事業の利用者負担金（一部、経過措置）
4. 保育料（一部、経過措置）及び私立保育所保育負担金
5. ごみ処理手数料（施設ごとに統一）
6. し尿処理施設使用料（施設ごとに統一）
7. 斎場使用料
8. 簡易水道使用料及びメーター使用料 水道関係の分担金及び手数料
9. 道路占用料
10. 土地改良事業等の受益者負担割合（継続事業は、経過措置）
11. 農林業施設災害復旧事業の受益者負担割合
12. 住宅使用料（種別ごとに基準等を統一）
13. 都市公園の土地等使用料

2. 施設使用料の概要（合併時に統一されたもの等を除く。）

別紙のとおり

3. 課題等

(1) 施設使用料

- ① 使用料の時間単位が、1日、半日、1時間当たりなど、調整されていない。
- ② 同一目的の施設で無料と有料のものがあり、また、有料でも、施設ごとに使用料が異なる。
- ③ 指定管理者の収入となる指定管理施設については、管理者との協議が必要となる。

(2) 水道料金（上水道）

- ① 上水道は、公営企業会計としている。
- ② 庄原区域と東城区域の料金体系が異なるが、いずれかに統一した場合、歳入の大幅減又は住民負担の大幅増となる。

(3) 下水道

- ① 東城区域と他の区域の料金体系が異なる。
- ② 東城区域については、大規模事業の経過途中であり、建設工事費、その他の経費等の事業費に対し長期的な推計のもとに料金体系が設定されているため、事業計画に沿った料金体系を継続することとしている。

4. 調整方針（案）

(1) 総括的事項

- ① 合併時に統一されたもの等については、当面、現行のとおりとする。
- ② 水道料金（上水道）及び下水道使用料については、合併協議における確認事項のとおりとする。
- ③ 前記使用料等についても、厳しい財政状況、維持管理経費、利用状況等を踏まえ、平成20年3月までに見直しを検討する。

(2) 施設使用料

- ① 使用料の金額・区分・単位等について見直しを行い、遅くとも平成20年4月から適用する。
- ② 多額の維持管理経費を要する大規模施設等については、有料を基本とする。
- ③ 使用料の金額は、施設の設置目的、利用促進、維持管理経費、社会通念上の利用者負担、他市の例等を踏まえ、施設に応じた適正な設定を行う。
なお、同一目的・類似施設であっても、施設の規模・水準・建築年次、利用形態、立地場所等を勘案し、差異を生じることには不合理がないときは、金額の統一にはこだわらない。
- ④ 同一目的・類似する施設については、原則として、区分・基準等の統一を図る。
 - ・ 無料、有料、一部有料
 - ・ 市民の使用、市民以外の使用
 - ・ 設置目的での使用、目的外使用（判断基準の明確化）
 - ・ 一般目的、冠婚葬祭目的、営利商業宣伝目的
 - ・ 使用者の年齢
 - ・ 使用時間 など
- ⑤ 使用時間の区分は、「1時間当たり」を基本とする。

施設使用料の状況

施設使用料の規定がある施設（保育所・市営住宅等を除く。）

施設区分	施設名	地区	18年度		所管課	目的使用	目的外使用	使用料の概要
			直営	指定管理				
駐車場	庄原市石塔池駐車場	庄原	1		総務課	無料	無料	
駐車場	庄原市比和駐車場	比和	1		総務課	無料	無料	
自治集会施設	庄原市根木田会館	庄原		1	自治振興課	有料	有料	1時間当たり1,000円
自治集会施設	庄原市比和自治振興会館	比和		1	自治振興課	無料	有料	4時間当たり5,000円ほか
自治集会施設	庄原市黒目自治振興会館	総領		1	自治振興課	無料	有料	5時間当たり2,100円ほか
自治集会施設	庄原市亀谷自治振興会館	総領		1	自治振興課	無料	有料	5時間当たり2,100円ほか
自治集会施設	庄原市五領自治振興会館	総領		1	自治振興課	無料	有料	5時間当たり2,100円ほか
自治集会施設	庄原市下領家自治振興会館【総領癒しの家】	総領	-		自治振興課	無料	有料	5時間当たり2,100円ほか
自治集会施設	庄原市上市自治振興会館	総領		1	自治振興課	無料	有料	5時間当たり2,100円ほか
自治集会施設	庄原市稲草西自治振興会館	総領		1	自治振興課	無料	有料	5時間当たり2,100円ほか
自治集会施設	庄原市木屋自治振興会館	総領		1	自治振興課	無料	有料	5時間当たり2,100円ほか
屋外宿泊施設	庄原市ほたる見公園	口和	1		商工観光課	有料	有料	1区画当たり2,625円ほか
屋外宿泊施設	庄原市比和コテージ施設	比和		1	商工観光課	有料	有料	1泊当たり5,000円ほか
屋外宿泊施設	庄原市鈔原キャンプ場	総領	1		商工観光課	無料	無料	
観光交流施設	庄原市西城陸上トレーニングセンター	西城		1	商工観光課	有料	有料	1時間当たり5,000円ほか
観光交流施設	庄原市ひば道後山高原荘	西城		1	商工観光課	有料	有料	1泊当たり7,000円ほか
観光交流施設	庄原市鮎の里公園	口和		1	商工観光課	有料	有料	1泊当たり4,000円ほか
観光交流施設	庄原市比和温泉施設（あけぼの荘）	比和		1	商工観光課	有料	有料	1泊当たり3,000円ほか
観光交流施設	庄原市自然とやすらぎの里宿泊研修施設（かさべるで）	比和		1	商工観光課	有料	有料	1泊当たり3,500円ほか
観光交流施設	庄原市比和観光交流施設（グリーンポート吾妻路）	比和	1		商工観光課	無料	無料	
観光交流施設	庄原市総領リストア・ステーション	総領		1	商工観光課	有料	有料	1時間当たり500円ほか
交流研修施設	庄原市田総の里スポーツ公園	総領		1	商工観光課	有料	有料	1時間当たり500円ほか
交流研修施設	庄原市ふるさとセンター田総	総領		1	商工観光課	有料	有料	1泊当たり1,350円ほか
交流研修施設	庄原市ふるさとセンター総領	総領		1	商工観光課	一部無料	有料	1泊当たり1,350円ほか
山野草育苗施設	庄原市総領山野草育苗センター	総領		1	商工観光課	無料	無料	
地域交流公園	庄原市西城市街地公園	西城	1		商工観光課	無料	無料	
地域交流公園	庄原市東城下本町ポケットパーク	東城	1		商工観光課	無料	無料	
地域交流公園	庄原市総領アースワーク河川公園	総領		1	商工観光課	無料	無料	
地域交流公園	庄原市川平山城址公園	総領	1		商工観光課	無料	無料	
市街地交流施設	庄原市楽笑座	庄原	1		商工観光課	有料	有料	3時間当たり1,500円ほか
農業支援施設	庄原市里山総領農業支援センター	総領		1	農林振興課	有料	有料	耕起10a当たり8,400円
山村開発センター	庄原市高野山村開発センター	高野	1		農林振興課	無料	有料	4時間当たり2,250円ほか

施設使用料の状況

施設使用料の規定がある施設（保育所・市営住宅等を除く。）

施設区分	施設名	地区	18年度		所管課	目的使用	目的外使用	使用料の概要
			直営	指定管理				
畜産振興施設	庄原市東城堆肥センター	東城		1	農林振興課	有料	有料	1 t 当たり2,000円
畜産振興施設	庄原市小奴可堆肥センター	東城		1	農林振興課	有料	有料	1 t 当たり2,000円
畜産振興施設	庄原市帝釈堆肥センター	東城		1	農林振興課	有料	有料	1 t 当たり2,000円
畜産振興施設	庄原市口和堆肥センター	口和		1	農林振興課	有料	有料	1 t 当たり1,100円
農業振興施設	庄原市総合交流拠点施設 （食彩館しょうばらゆめさくら）	庄原		1	農林振興課	無料	有料	3時間当たり900円ほか
農業振興施設	庄原市熊野農産物加工施設	西城		1	農林振興課	無料	無料	
農業振興施設	庄原市東城農村資源活用施設 （遊YOUさろん東城）	東城		1	農林振興課	無料	有料	8時間当たり210円ほか
農業振興施設	庄原市東城農産物直売施設	東城		1	農林振興課	無料	無料	
農業振興施設	庄原市東城農産物加工施設	東城		1	農林振興課	無料	無料	
農業振興施設	庄原市竹地谷漬物加工施設	口和		1	農林振興課	無料	無料	
農業振興施設	口和町特産品販売施設	口和		1	農林振興課	無料	無料	
農業振興施設	庄原市高野山村交流施設（緑の村）	高野		1	農林振興課	有料	有料	1時間当たり800円ほか 1泊当たり12,600円ほか
農業振興施設	庄原市高野ファーマーズマーケット	高野		1	農林振興課	有料	有料	1時間当たり500円ほか
農業振興施設	庄原市比和農林業振興支援センター	比和		1	農林振興課	有料	有料	1時間当たり1,000円
農業振興施設	庄原市比和の特産市場	比和		1	農林振興課	無料	無料	
農業振興施設	庄原市里山総領特産品加工施設	総領		1	農林振興課	有料	有料	4時間当たり3,150円
農村集会施設	庄原市山奥生活改善センター	庄原		1	農林振興課	無料	有料	1時間当たり700円
農村集会施設	庄原市中川西生活改善センター	庄原		1	農林振興課	無料	有料	1時間当たり700円
農村集会施設	庄原市富田生活改善センター	庄原		1	農林振興課	無料	有料	1時間当たり700円
農村集会施設	庄原市小奴可研修センタ -	東城		1	農林振興課	無料	無料	
農村集会施設	庄原市新坂生活改善センタ -	東城		1	農林振興課	無料	有料	4時間当たり1,650円ほか
農村集会施設	庄原市田森基幹集落センタ -	東城	1		農林振興課	無料	有料	4時間当たり1,650円ほか
農村集会施設	庄原市戸宇頭谷集会所	東城		1	農林振興課	無料	有料	4時間当たり1,650円ほか
農村集会施設	庄原市八幡多目的研修集会所	東城	1		農林振興課	無料	有料	4時間当たり1,650円ほか
農村集会施設	庄原市三草集会所	東城		1	農林振興課	無料	有料	4時間当たり1,650円ほか
農村集会施設	庄原市久代基幹集落センタ -	東城	1		農林振興課	無料	有料	4時間当たり1,650円ほか
農村集会施設	庄原市持丸集会所	東城		1	農林振興課	無料	有料	4時間当たり1,650円ほか
農村集会施設	庄原市竹森集会所	東城		1	農林振興課	無料	有料	4時間当たり1,650円ほか
農村集会施設	庄原市宇山集会所	東城		1	農林振興課	無料	有料	4時間当たり1,650円ほか
農村集会施設	庄原市宇山西集会所	東城		1	農林振興課	無料	有料	4時間当たり1,650円ほか
農村集会施設	庄原市為重集会所	東城		1	農林振興課	無料	有料	4時間当たり1,650円ほか
農村集会施設	庄原市帝釈環境改善センタ -	東城	1		農林振興課	無料	有料	4時間当たり1,650円ほか
農村集会施設	庄原市千鳥構造改善センタ -	東城		1	農林振興課	無料	有料	4時間当たり1,650円ほか
農村集会施設	庄原市戸宇集会所	東城		1	農林振興課	無料	有料	4時間当たり1,650円ほか
農村集会施設	庄原市加谷集会所	東城		1	農林振興課	無料	有料	4時間当たり1,650円ほか

施設使用料の状況

施設使用料の規定がある施設（保育所・市営住宅等を除く。）

施設区分	施設名	地区	18年度		所管課	目的使用	目的外使用	使用料の概要
			直営	指定管理				
農村集会施設	庄原市内堀健康増進センタ -	東城	1		農林振興課	無料	有料	4 時間当たり1,650円ほか
農村集会施設	庄原市口和环境改善センター	口和	1		農林振興課	無料	有料	4 時間当たり10,500円ほか
農村集会施設	庄原市金田集会所	口和	1		農林振興課	無料	無料	
農村集会施設	庄原市竹地谷集会所	口和	1		農林振興課	無料	無料	
農村集会施設	庄原市奥門田構造改善センター	高野		1	農林振興課	有料	有料	4 時間当たり1,000円ほか
農村集会施設	庄原市湯川構造改善センター	高野		1	農林振興課	有料	有料	4 時間当たり1,000円ほか
農村集会施設	庄原市南地区集会所	高野		1	農林振興課	有料	有料	4 時間当たり1,000円ほか
農村集会施設	庄原市岡大内地区集会所	高野		1	農林振興課	有料	有料	4 時間当たり1,000円ほか
農村集会施設	庄原市新市地区集会所	高野		1	農林振興課	有料	有料	4 時間当たり1,000円ほか
農村集会施設	庄原市土居集会所	総領		1	農林振興課	無料	有料	5 時間当たり2,100円
農村集会施設	庄原市上領家集会所	総領		1	農林振興課	無料	有料	5 時間当たり2,100円
農村集会施設	庄原市北五箇集会所	総領		1	農林振興課	無料	有料	5 時間当たり2,100円
農村集会施設	庄原市中領家集会所	総領		1	農林振興課	無料	有料	5 時間当たり2,100円
農村集会施設	庄原市光集会所	総領		1	農林振興課	無料	有料	5 時間当たり2,100円
農村集会施設	庄原市黒目集会所	総領		1	農林振興課	無料	有料	5 時間当たり2,100円
農村集会施設	庄原市民集会所	総領		1	農林振興課	無料	有料	5 時間当たり2,100円
農村集会施設	庄原市馬場竹之花集会所	総領		1	農林振興課	無料	有料	5 時間当たり2,100円
農村青年会館	庄原市農村青年会館	庄原		1	農林振興課	無料	有料	1 時間当たり700円
農村青年会館	庄原市口和農村青年会館	口和	1		農林振興課	無料	無料	
農村広場	庄原市大屋農村広場	西城		1	農林振興課	無料	有料	照明 1 回当たり2,000円
農村広場	庄原市小鳥原農村公園	西城		1	農林振興課	無料	無料	
農村広場	庄原市太山寺緑地休養公園	東城		1	農林振興課	無料	無料	
林業振興施設	庄原市森林体験交流施設 （帝釈峡まほろばの里）	東城		1	農林振興課	有料	有料	1 区画当たり1,500円ほか
林業振興施設	庄原市木材工芸品加工施設（いざなみ工房）	比和	1		農林振興課	無料	無料	
子育て支援施設	庄原市市街地地域子育て支援センター （友遊ステーション）	庄原	1		児童福祉課	無料	無料	
子育て支援施設	庄原市水後地域子育て支援センター	庄原	1		児童福祉課	無料	無料	
子育て支援施設	庄原市田川地域子育て支援センター	庄原	1		児童福祉課	無料	無料	
児童クラブ施設	庄原市立庄原小学校放課後児童健全育成施設	庄原	1		児童福祉課	無料	無料	
児童クラブ施設	庄原市立東小学校放課後児童健全育成施設	庄原	1		児童福祉課	無料	無料	
児童クラブ施設	庄原市比和チャイルドセンター	比和	1		児童福祉課	無料	無料	

施設使用料の状況

施設使用料の規定がある施設（保育所・市営住宅等を除く。）

施設区分	施設名	地区	18年度		所管課	目的使用	目的外使用	使用料の概要
			直営	指定管理				
高齢者福祉施設	庄原市口和地域ケアセンター	口和		1	社会福祉課	無料	無料	
高齢者活動施設	庄原市飯山創造工房舎	東城	1		社会福祉課	無料	無料	
高齢者活動施設	庄原市総領高齢者活動センター	総領		1	社会福祉課	無料	有料	5時間当たり2,100円ほか
高齢者活動施設	庄原市総領高齢者能力活用センター（ハートリンクス）	総領		1	社会福祉課	無料	有料	5時間当たり2,100円ほか
高齢者活動施設	庄原市総領夢語りの家	総領		1	社会福祉課	無料	有料	5時間当たり2,100円ほか
高齢者等生活支援施設	庄原市西城高齢者等生活支援施設	西城		1	社会福祉課	有料		- 月額11,500円～23,000円
高齢者等生活支援施設	庄原市東城小規模老人ホーム有栖川荘	東城		1	社会福祉課	有料		- 月額5,500円～8,250円
高齢者等生活支援施設	庄原市口和自立支援型グループホーム（永田ハイム）	口和		1	社会福祉課	有料		- 月額10,500円～21,000円
高齢者等生活支援施設	庄原市高野高齢者生活福祉センター	高野		1	社会福祉課	有料		- 無料～月額30,000円
高齢者等生活支援施設	庄原市比和高齢者共同住宅（ひまわりの家）	比和	1		社会福祉課	有料		- 月額20,000円
高齢者等生活支援施設	庄原市総領トータルケアホームゆう愛	総領		1	社会福祉課	有料		- 月額10,500円～21,000円
福祉保健センター	庄原市高野福祉保健センター	高野		1	社会福祉課	無料	有料	4時間当たり1,000円ほか
デイサービス施設	庄原市小奴可デイサービスセンター	東城		1	社会福祉課	無料	無料	
デイサービス施設	庄原市総領デイサービスセンター	総領		1	社会福祉課	無料	無料	
デイホーム施設	庄原市デイホームいこいの里きた	庄原		1	社会福祉課	無料	無料	
デイホーム施設	庄原市デイホームふれあいの里たか	庄原		1	社会福祉課	無料	無料	
デイホーム施設	庄原市峰田ふれあいの広場	庄原		1	社会福祉課	無料	無料	
デイホーム施設	庄原市本村よもやま館	庄原		1	社会福祉課	無料	無料	
デイホーム施設	庄原市ふれあいの里福田	比和		1	社会福祉課	無料	有料	4時間当たり4,500円ほか
デイホーム施設	庄原市ふれあいの里木屋原	比和		1	社会福祉課	無料	有料	4時間当たり4,500円ほか
デイホーム施設	庄原市ふれあいの里越原	比和		1	社会福祉課	無料	有料	4時間当たり4,500円ほか
福祉集会施設	庄原市宮内ふれあいプラザ	口和	1		社会福祉課	無料	無料	
福祉集会施設	庄原市湯木ふれあいプラザ	口和	1		社会福祉課	無料	無料	
福祉集会施設	庄原市総領癒しの家	総領		1	社会福祉課	無料	有料	5時間当たり2,100円ほか
福祉集会施設	庄原市石丸老人集会所	庄原		1	社会福祉課	無料	無料	
福祉集会施設	庄原市板橋西老人集会所	庄原		1	社会福祉課	無料	無料	
福祉集会施設	庄原市殿河内老人集会所	庄原		1	社会福祉課	無料	無料	
福祉集会施設	庄原市本村老人集会所	庄原		1	社会福祉課	無料	無料	
福祉集会施設	庄原市新庄老人集会所	庄原		1	社会福祉課	無料	無料	
福祉集会施設	庄原市大重老人集会所	庄原		1	社会福祉課	無料	無料	
福祉集会施設	庄原市北後迫老人集会所	庄原		1	社会福祉課	無料	無料	
福祉集会施設	庄原市川手老人集会所	庄原		1	社会福祉課	無料	無料	
福祉集会施設	庄原市後水越老人集会所	庄原		1	社会福祉課	無料	無料	
福祉集会施設	庄原市峰田老人集会所	庄原		1	社会福祉課	無料	無料	
福祉集会施設	庄原市上原老人集会所	庄原		1	社会福祉課	無料	無料	

施設使用料の状況

施設使用料の規定がある施設（保育所・市営住宅等を除く。）

施設区分	施設名	地区	18年度		所管課	目的使用	目的外使用	使用料の概要
			直営	指定管理				
福祉集会施設	庄原市須川老人集会所	庄原		1	社会福祉課	無料	無料	
福祉集会施設	庄原市矢の原老人集会所	庄原		1	社会福祉課	無料	無料	
福祉集会施設	庄原市菅・受原地区老人集会所	東城		1	社会福祉課	無料	無料	
福祉集会施設	庄原市帝釈山中地区老人集会所	東城		1	社会福祉課	無料	無料	
福祉集会施設	庄原市小串地区老人集会所	東城		1	社会福祉課	無料	無料	
福祉集会施設	庄原市高野地区老人集会所	東城		1	社会福祉課	無料	無料	
福祉集会施設	庄原市新免地区老人集会所	東城		1	社会福祉課	無料	無料	
福祉集会施設	庄原市保田地区老人集会所	東城		1	社会福祉課	無料	無料	
福祉集会施設	庄原市福代地区老人集会所	東城		1	社会福祉課	無料	無料	
福祉集会施設	庄原市始終地区老人集会所	東城		1	社会福祉課	無料	無料	
福祉集会施設	庄原市湯川老人集会所	高野		1	社会福祉課	無料	有料	1日当たり3,000円ほか
福祉集会施設	庄原市和南原老人集会所	高野		1	社会福祉課	無料	有料	1日当たり3,000円ほか
福祉集会施設	庄原市中門田老人集会所	高野		1	社会福祉課	無料	有料	1日当たり3,000円ほか
福祉集会施設	庄原市上里原老人集会所	高野		1	社会福祉課	無料	有料	1日当たり3,000円ほか
福祉集会施設	庄原市高暮老人集会所	高野		1	社会福祉課	無料	有料	1日当たり3,000円ほか
福祉集会施設	庄原市古墳老人集会所	比和		1	社会福祉課	無料	有料	4時間当たり4,500円ほか
福祉集会施設	庄原市三河内老人集会所	比和		1	社会福祉課	無料	有料	4時間当たり4,500円ほか
福祉集会施設	庄原市森脇老人集会所	比和		1	社会福祉課	無料	有料	4時間当たり4,500円ほか
老人福祉センター	庄原市老人福祉センター	庄原		1	社会福祉課	無料	有料	3時間当たり570円ほか
老人福祉センター	庄原市口和老人福祉センター	口和		1	社会福祉課	無料	有料	8時間当たり3,000円ほか
老人福祉センター	庄原市比和老人福祉センター	比和	1		社会福祉課	無料	有料	8時間当たり2,000円ほか
ふれあいセンター	庄原市ふれあいセンター	庄原	1		人権推進課	無料	有料	3時間当たり1,300円ほか
ふれあいセンター	庄原市高野ふれあいプラザ	高野	1		人権推進課	無料	有料	4時間当たり2,250円ほか
隣保館	庄原市隣保館	庄原	1		人権推進課	無料	有料	3時間当たり440円ほか
隣保館	庄原市西城人権センター	西城	1		人権推進課	無料	有料	1日当たり525円ほか
隣保館	庄原市東城隣保館（ふれあいセンター）	東城	1		人権推進課	無料	有料	4時間当たり2,000円ほか
健康増進施設	庄原市東城健康増進施設 （リフレッシュハウス東城）	東城		1	保健医療課	有料	-	1回当たり500円ほか
健康増進施設	庄原市たかの温泉神之瀬の湯	高野	1		保健医療課	有料	-	1回当たり300円ほか
健康福祉センター	庄原市口和保健センター	口和	1		保健医療課	無料	有料	3時間当たり500円ほか
健康福祉センター	庄原市総領健康福祉センター	総領	1		保健医療課	無料	有料	3時間当たり520円ほか
保健福祉センター	庄原市西城保健福祉総合センター	西城	1		保健医療課	無料	使用不可	
保健センター	庄原市保健センター	庄原	1		保健医療課	無料	有料	3時間当たり550円ほか

施設使用料の状況

施設使用料の規定がある施設（保育所・市営住宅等を除く。）

施設区分	施設名	地区	18年度		所管課	目的使用	目的外使用	使用料の概要
			直営	指定管理				
都市公園	庄原市庄原北公園	庄原	1		都市整備課	有料	有料	1時間当たり440円ほか
都市公園	庄原市東城中央運動公園	東城		1	都市整備課	有料	有料	2時間当たり1,600円ほか
市民会館	庄原市市民会館	庄原	1		生涯学習課	有料	有料	3時間当たり12,600円ほか
公民館	庄原市中央公民館	庄原	1		生涯学習課	無料	有料	1時間当たり690円ほか
公民館	庄原市庄原公民館	庄原	1		生涯学習課	無料	有料	1時間当たり690円ほか
公民館	庄原市高公民館	庄原	1		生涯学習課	無料	有料	1時間当たり340円ほか
公民館	庄原市本村公民館	庄原	1		生涯学習課	無料	有料	1時間当たり340円ほか
公民館	庄原市峰田公民館	庄原	1		生涯学習課	無料	有料	1時間当たり340円ほか
公民館	庄原市敷信公民館	庄原	1		生涯学習課	無料	有料	1時間当たり340円ほか
公民館	庄原市東公民館	庄原	1		生涯学習課	無料	有料	1時間当たり340円ほか
公民館	庄原市山内公民館	庄原	1		生涯学習課	無料	有料	1時間当たり340円ほか
公民館	庄原市北公民館	庄原	1		生涯学習課	無料	有料	1時間当たり340円ほか
公民館	庄原市西城公民館	西城	1		生涯学習課	無料	有料	1日当たり5,250円
公民館	庄原市東城公民館	東城	1		生涯学習課	無料	有料	4時間当たり720円ほか
公民館	庄原市新坂公民館	東城	1		生涯学習課	無料	有料	4時間当たり1,650円ほか
公民館	庄原市口和公民館・常定分館	口和	1		生涯学習課	無料	無料	
公民館	庄原市口和公民館・竹地本谷分館	口和	1		生涯学習課	無料	無料	
公民館	庄原市上高公民館	高野	1		生涯学習課	無料	有料	8時間当たり1,000円ほか
公民館	庄原市上高公民館・湯川分館	高野	1		生涯学習課	無料	有料	8時間当たり1,000円ほか
公民館	庄原市上高公民館・和南原分館	高野	1		生涯学習課	無料	有料	8時間当たり1,000円ほか
公民館	庄原市下高公民館	高野	1		生涯学習課	無料	有料	8時間当たり1,000円ほか
公民館	庄原市上高公民館・新市分館	高野	1		生涯学習課	無料	有料	8時間当たり1,000円ほか
公民館	庄原市比和公民館	比和	1		生涯学習課	無料	有料	4時間当たり3,000円ほか
公民館	庄原市総領公民館	総領	1		生涯学習課	無料	有料	4時間当たり3,150円ほか
博物館	庄原市立比和自然科学博物館	比和	1		生涯学習課	有料	-	1人当たり300円
芸術文化施設	庄原市田園文化センター	庄原	1		生涯学習課	無料	有料	1時間当たり1,650円
芸術文化施設	庄原市西城創造の村	西城	1		生涯学習課	無料	無料	
郷土資料館	庄原市歴史民俗資料館	庄原	1		生涯学習課	無料	無料	
郷土資料館	庄原市倉田百三文学館	庄原	1		生涯学習課	無料	無料	
郷土資料館	庄原市西城歴史民俗資料館	西城	1		生涯学習課	無料	無料	
郷土資料館	庄原市宮田武義記念館	西城	1		生涯学習課	無料	無料	
郷土資料館	庄原市帝釈郷土館	東城	1		生涯学習課	無料	無料	
郷土資料館	庄原市帝釈峡博物展示施設時悠館	東城	1		生涯学習課	有料	-	1人当たり400円
郷土資料館	庄原市口和郷土資料館	口和	1		生涯学習課	無料	無料	
郷土資料館	庄原市比和郷土文化保存伝習施設	比和	1		生涯学習課	無料	無料	

施設使用料の状況

施設使用料の規定がある施設（保育所・市営住宅等を除く。）

施設区分	施設名	地区	18年度		所管課	目的使用	目的外使用	使用料の概要
			直営	指定管理				
郷土資料館	庄原市総領郷土資料館	総領	1		生涯学習課	無料	無料	
生涯学習施設	庄原市口和教育会館	口和	1		生涯学習課	無料	無料	
生涯学習施設	庄原市口和コミュニティセンター	口和	1		生涯学習課	無料	有料	8時間当たり3,150円ほか
生涯学習施設	庄原市比和生涯学習センター	比和	1		生涯学習課	有料	有料	1時間当たり500円ほか
宿泊研修施設	庄原市高野宿泊研修施設（ふるさと村高野）	高野		1	生涯学習課	有料	-	1泊当たり2,000円ほか
体育館	庄原市総合体育館（さくらアーチ）	庄原		1	生涯学習課	有料	有料	1時間当たり1,260円ほか
体育館	庄原市西城体育館	西城	1		生涯学習課	有料	有料	1日当たり1,050円ほか
体育館	庄原市高野体育館	高野	1		生涯学習課	有料	有料	4時間当たり200円ほか
体育館	庄原市比和体育館（サンビレッジ比和）	比和		1	生涯学習課	有料	有料	1日当たり1,000円ほか
体育館	庄原市里山総領体育館	総領	1		生涯学習課	有料	有料	1時間当たり1,050円ほか
屋内体育施設	庄原市西城武道館	西城	1		生涯学習課	無料	無料	
屋内体育施設	庄原市口和スポーツセンター	口和	1		生涯学習課	有料	有料	1回当たり310円ほか
屋内体育施設	庄原市口和ふれあいの丘体育館	口和	1		生涯学習課	無料	無料	照明施設有料
屋内体育施設	庄原市総領屋内グラウンド	総領	1		生涯学習課	無料	有料	1時間当たり8,400円
総合運動公園	庄原市口和総合運動公園	口和	1		生涯学習課	有料	有料	1回当たり840円ほか
総合運動公園	庄原市比和総合運動公園	比和		1	生涯学習課	有料	有料	1時間当たり100円ほか
屋外体育施設	庄原市テニスコート	庄原		1	生涯学習課	有料	-	1時間当たり270円ほか
屋外体育施設	庄原市多目的広場	庄原		1	生涯学習課	無料	無料	
屋外体育施設	庄原市多目的広場クラブハウス	庄原		1	生涯学習課	無料	無料	
屋外体育施設	庄原市ブレイランド	庄原		1	生涯学習課	無料	無料	
屋外体育施設	庄原市上原スポーツ広場	庄原	1		生涯学習課	有料	-	2時間当たり340円ほか
屋外体育施設	庄原市運動広場	庄原	1		生涯学習課	有料	-	6時間当たり690円ほか
屋外体育施設	庄原市西城球技場	西城	1		生涯学習課	市民無料	有料	4時間当たり5,000円ほか
屋外体育施設	庄原市戸宇スポーツ広場	東城		1	生涯学習課	無料	無料	
屋外体育施設	庄原市八幡スポーツ広場	東城	1		生涯学習課	無料	無料	
屋外体育施設	庄原市口和スポーツ広場	口和	1		生涯学習課	有料	-	1回当たり420円ほか
屋外体育施設	庄原市高野スポーツ広場	高野	1		生涯学習課	無料	無料	
屋外体育施設	庄原市比和スポーツ広場	比和	1		生涯学習課	無料	無料	照明1回当たり210円
屋外体育施設	庄原市総領テニスコート	総領	1		生涯学習課	無料	無料	照明2時間当たり1,000円
屋外体育施設	庄原市総領スポーツ広場	総領	1		生涯学習課	無料	無料	照明1時間当たり600円
水泳プール	庄原市水泳プール	庄原		1	生涯学習課	有料	-	1回当たり230円ほか
水泳プール	庄原市西城温水プール（水夢）	西城	1		生涯学習課	有料	-	1日当たり300円ほか
水泳プール	庄原市高野水泳プール	高野	1		生涯学習課	無料	-	
水泳プール	庄原市三河内水泳プール	比和	1		生涯学習課	無料	-	
水泳プール	庄原市総領水泳プール	総領	1		生涯学習課	無料	専用有料	3時間当たり2,100円

施設使用料の状況

施設使用料の規定がある施設（保育所・市営住宅等を除く。）

施設区分	施設名	地区	18年度		所管課	目的使用	目的外使用	使用料の概要
			直営	指定管理				
スキー場	庄原市高野高原スキー場	高野	1		生涯学習課	有料	-	1日当たり1,000円ほか
集会施設	庄原市大久保集会所（遊園地含む）	庄原		1	生涯学習課	無料	無料	
集会施設	庄原市発展集会所（遊園地含む）	庄原		1	生涯学習課	無料	無料	
集会施設	庄原市日向集会所	庄原		1	生涯学習課	無料	無料	
集会施設	庄原市掛田集会所	庄原		1	生涯学習課	無料	無料	
集会施設	庄原市貝六集会所	庄原		1	生涯学習課	無料	無料	
集会施設	庄原市甲平集会所	庄原		1	生涯学習課	無料	無料	
集会施設	庄原市別作集会所	庄原		1	生涯学習課	無料	無料	
集会施設	庄原市笹淵集会所	庄原		1	生涯学習課	無料	無料	
集会施設	庄原市栄町集会所	庄原		1	生涯学習課	無料	無料	
集会施設	庄原市上重行集会所	庄原		1	生涯学習課	無料	無料	
集会施設	庄原市大蔵下集会所	庄原		1	生涯学習課	無料	無料	
集会施設	庄原市小用集会所	庄原		1	生涯学習課	無料	無料	
集会施設	庄原市誠心集会所（遊園地含む）	庄原		1	生涯学習課	無料	無料	
集会施設	庄原市高駅前集会所	庄原		1	生涯学習課	無料	無料	
集会施設	庄原市小奴可集会所	東城		1	生涯学習課	無料	無料	
集会施設	庄原市帝釈集会所	東城		1	生涯学習課	無料	無料	
集会施設	庄原市川東集会所	東城		1	生涯学習課	無料	無料	
集会施設	庄原市若松集会所	東城		1	生涯学習課	無料	無料	
集会施設	庄原市皆原集会所	口和		1	生涯学習課	無料	無料	
集会施設	庄原市吉木集会所	口和		1	生涯学習課	無料	無料	
集会施設	庄原市口和大久保集会所	口和		1	生涯学習課	無料	無料	
集会施設	庄原市大蔵団地集会所	比和		1	生涯学習課	無料	無料	
集会施設	庄原市小風呂集会所	比和		1	生涯学習課	無料	無料	
集会施設	庄原市郷原集会所	総領		1	生涯学習課	無料	無料	
学校開放施設	庄原地区学校開放施設	庄原	1		生涯学習課	有料	有料	1回当たり920円ほか
学校開放施設	西城地区学校開放施設	西城	1		生涯学習課	無料	無料	
学校開放施設	東城地区学校開放施設	東城	1		生涯学習課	有料	有料	1回当たり300円ほか
学校開放施設	口和地区学校開放施設	口和	1		生涯学習課	有料	有料	1回当たり310円ほか
学校開放施設	高野地区学校開放施設	高野	1		生涯学習課	有料	有料	1回当たり500円ほか
学校開放施設	比和地区学校開放施設	比和	1		生涯学習課	有料	有料	1回当たり200円ほか
学校開放施設	総領地区学校開放施設	総領	1		生涯学習課	無料	無料	

行政経営改革審議項目個表

所管課 自治振興課

項 目	9 市民との協働
内 容	(4)自治振興区による地域運営及び行政との協働の推進（国の助言項目）
現状概要	○ 88の自治振興区がある。 ○ 自治振興区間の連絡調整を図る協議会の設立 庄原市自治振興区連合協議会（全市組織） 各地域自治振興区連絡協議会（地域組織） ○ 支援策(17年度予算額) 自治振興区活動交付金 120,000千円 自治振興区活動促進補助金 40,000千円 地域ビジネス起業チャレンジ補助金 20,000千円 地域づくりリーダー育成事業 3,339千円 集会所施設整備補助金 6,464千円 サポートセンター事業 2,975千円
課題概要	○ 自治振興区の活動は開始されたが、情報の共有化や自治振興区の役割などについて、地域住民の十分な理解と参加が得られていない。
方針(案)	○ 別紙のとおり
効 果	○ 地域づくりを総合的にコーディネートする体制と機能を自治振興区が有することにより、協働のまちづくりを実現する。
資 料	○ 自治振興区による地域運営及び行政との協働検討資料 ○ 自治振興区一覧

改革の視点

顧客志向	
成果志向	
マネジメント	○ サービスの提供者になり得る市民との協働によるまちづくりの推進

自治振興区による地域運営及び行政との協働検討資料

平成18年 1 月

1. 現 状

現在、88 の自治振興区が設立され、それぞれの自治振興区において、地域課題の解決やよりよい地域づくりをめざして取り組みが始まっている。

また、自治振興区間の連絡調整を図る協議会組織も設立され、庄原市も自治振興区活動を促進するため、新しく自治振興課を設置し協議会組織と連携を取りながら支援策を実施している。

(1) 協議会組織の設立

庄原市自治振興区連合協議会（全市組織）

庄原地域自治振興区連絡協議会など各地域自治振興区連絡協議会設立（地域組織）

(2) 庄原市の支援策（平成 17 年度予算）

自治振興区活動交付金	120,000 千円
自治振興区活動促進補助金	40,000 千円
地域ビジネス起業チャレンジ補助金	20,000 千円
地域づくりリーダー育成事業	3,339 千円
集会所施設整備補助金	6,464 千円
サポートセンター事業	2,975 千円

2. 課題及び対応方針（案）

自治振興区の活動は始まったものの、情報の共有化や自治振興区の役割などについて、地域住民の十分な理解と参加が得られていない。

これらの課題と対応方針（案）について、次のとおり整理する。

項目	課題概要	対応方針（案）
1.活動促進	自治振興区の主体性が発揮できる活動支援策の実施	自治振興区活動支援策を継続的に実施する。
2.活動方針の明確化	地域づくり計画の策定など、活動目標の明確化 地域づくり目標の共通認識と共有化	地域づくりの目標を明確にするため、計画策定勉強会等を開催し、主体的な計画策定を支援する。 地域づくりの目標を共通の認識とするため、自治振興区内の交流を促進する。
3.行政との協働関係	「協働のまちづくりとは何か」など、協働のまちづくりを推進するための具体的手法とルールづくり 地域の自治活動における自治振興区の組織的な役割と多様な地域づくり・活動の集中化 地域には、生涯学習・福祉・営農集団など多様な組織が存在し活動している。自治振興区が、こうした団体を地域づくりという地域全体の視	協働のまちづくりを行うための基本理念、仕組みづくり、市民・議会・行政の責任と役割を明確にするため、まちづくり基本条例等を制定する。 地域の自治活動における自治振興区の組織的な役割を明確にし、多様な地域づくり活動を自治振興区の組織に位置づけるなど、地域自治、地

	点でコーディネートする機能と役割を發揮し、効果的で効率的な地域づくり活動が展開できる組織運営体制の確立	域経営の主体として集中化を促進する。
4. 中核的拠点づくり	地域づくりの中核的拠点機能の整備と運営調整	中核的な拠点機能を担う施設として、モデル的に庄原地域の公民館を自治センターへ移行し、自治振興区による地域づくりを実践する。 参考 公民館数 庄原 8 西城 1 東城 7 口和 1 高野 2 比和 1 総領 1
5. リーダーの育成	活動及び運営に必要な研修機会の確保	活動及び運営に必要な研修会の実施と研修機会を提供する。 自治振興区間相互の交流を促進し、活動状況、組織運営等について研修する機会を提供する。
6. 情報の共有化	自治振興区の計画づくりへの参加と取組み及び活動を地域住民へ周知するための手法の確立 行政内部において自治振興区等との情報の共有化を図る手法の確立	自治振興区の計画づくりへの参加と取組み活動を地域住民へ周知する手法を確立する。 行政内部において、自治振興区との連携及び情報の共有化を図る手法を確立する。
7. 組織の再編・整備	17 世帯から最大 2,733 世帯規模の自治振興区が存在している。 将来的な人口動態や活動に必要な人的資源、経済的要素等を考えると、活動の存続が困難な自治振興区が出現してくることが予測される。このため、自治振興区の規模と活動交付金のあり方について再考が必要となっている。	将来的な人口動態や活動に必要な人的資源、経済的要素、伝統的生活圏等を勘案する中で、自治振興区の適正な規模、再編について、自主的な取り組みが進められるよう支援を行う。 自治振興区活動交付金の配分算定について、適正規模の視点で調整を図る。

自治振興区一覧

番号	地域	自治振興区名	設立年月	世帯数	人口	17年度 振興交付金額
1	(8)	庄原自治振興区	H17.3	2,733	6,830	9,544,453
2		高自治振興区	H17.3	480	1,562	2,937,164
3		本村自治振興区	H17.3	278	828	2,349,915
4		峰田自治振興区	H17.3	309	807	2,441,396
5		敷信自治振興区	H17.3	879	2,557	4,064,446
6		東自治振興区	H17.3	1,739	4,361	6,501,972
7		山内自治振興区	H17.3	744	2,061	3,725,081
8		北自治振興区	H17.3	633	1,795	3,394,569
9	(18)	五町自治振興区	H13.7	197	505	1,657,544
10		五日市公盛会振興区	H13.12	141	350	1,263,115
11		グリーンピア大佐村	H13.3	54	194	650,342
12		入江自治区	H13.5	93	263	925,033
13		栗自治振興区	H13.6	67	213	741,906
14		大戸自治振興区	H13.6	38	111	537,648
15		平子自治振興会	H13.8	108	354	1,030,684
16		中野1区自治振興区	H13.6	128	353	1,171,551
17		中野上自治振興区	H13.9	121	399	1,122,248
18		比婆山自治振興区	H13.7	65	204	727,819
19		さんわむら	H13.3	17	66	389,737
20		八鳥地区自治振興区	H13.4	116	355	1,087,031
21		神話の里熊野地区むらづくり推進協議会	H13.3	41	130	558,778
22		今櫛会	H13.3	126	420	1,157,465
23		八銚落合自治振興区	H13.8	112	291	1,058,858
24		高尾地区自治振興区	H13.2	40	107	551,735
25		油木自治振興区	H13.3	80	204	833,470
26		三坂地区自治振興区	H13.5	70	227	763,036

自治振興区一覽

番号	地域	自治振興区名	設立年月	世帯数	人口	17年度 振興交付金額
27	(29)	千鳥自治振興区	H16.12	65	179	683,738
28		塩原自治振興区	H17.1	54	170	497,740
29		小奴可自治振興区	H17.3	256	688	1,245,736
30		小串自治振興区	H17.1	37	111	401,642
31		加谷自治振興区	H17.3	41	145	467,190
32		内堀自治振興区	H17.3	111	314	613,708
33		八幡自治振興区	H17.3	397	1,136	2,608,192
34		粟田中区自治振興区	H17.3	90	243	526,946
35		粟田南自治振興区	H17.3	73	220	558,840
36		粟田東自治振興区	H17.3	47	127	445,194
37		竹森自治振興区	H17.3	68	206	541,732
38		粟田北区自治振興区	H17.2	49	139	459,858
39		下町自治振興区	H16.12	209	464	837,008
40		上町自治振興区	H17.3	162	429	794,238
41		戸宇自治振興区	H17.2	118	365	736,030
42		川西下自治振興区	H17.4	284	759	1,157,498
43		川西上自治振興区	H17.2	269	567	958,874
44		東城中町自治振興区	H17.3	219	529	916,438
45		川東自治振興区	H17.3	325	868	1,290,696
46		福代自治振興区	H17.3	73	226	566,172
47		東町自治振興区	H17.3	301	710	1,137,620
48		宮平団地自治振興区	H17.3	57	152	300,744
49		帝釈自治振興区	H17.3	245	651	2,250,522
50		三坂郷自治振興区	H16.12	53	124	381,528
51		新免自治振興区	H17.1	37	84	368,648
52		郷原自治振興区	H17.1	43	109	423,198
53		久代東自治振興区	H17.2	82	228	743,616
54		為重自治振興区	H17.1	95	229	569,838
55		久代中自治振興区	H17.2	55	160	425,520

自治振興区一覧

番号	地域	自治振興区名	設立年月	世帯数	人口	17年度 振興交付金額
56	口和 (9)	湯木釜峰振興会	H16.12	131	411	1,682,000
57		永田ふれあい振興会	H17.1	239	676	2,340,000
58		金田自治会	H17.1	84	261	1,280,000
59		常定振興区	H17.1	37	112	840,000
60		宮内自治振興区	H17.1	82	222	1,160,000
61		向泉自治振興会	H17.2	128	436	1,716,000
62		大月自治振興区	H16.12	75	255	1,265,000
63		竹地谷自治振興会	H16.12	63	166	987,000
64		本谷自治振興区	H17.3	29	74	741,000
65	高野 (11)	上湯川自治振興区	H6.6	61	230	1,037,659
66		下湯川自治振興区	H6.6	54	174	1,003,877
67		南自治振興区	H6.6	32	104	897,705
68		和南原自治振興区	H6.6	108	429	1,264,481
69		新市自治振興区	H6.6	216	679	1,785,689
70		岡大内自治振興区	H6.6	49	160	979,747
71		中門田自治振興区	H6.6	40	112	936,313
72		奥門田自治振興区	H6.6	43	137	950,791
73		下門田自治振興区	H6.6	53	188	999,051
74		高暮自治振興区	H6.6	36	111	917,009
75		上里原自治振興区	H6.6	34	137	907,357
76	比和 (6)	比和自治振興区	H16.6	272	664	2,928,600
77		森脇地域自治振興区	H16.7	129	400	1,999,200
78		古頃自治振興区	H16.8	63	197	1,457,800
79		木屋原自治振興区	H16.8	53	128	1,322,900
80		福田元常自治振興区	H16.5	78	259	1,602,800
81		三河内地域振興会	H16.3	118	379	1,926,700
82	総領 (7)	黒目自治振興区	H14.4	66	156	1,235,370
83		亀谷自治振興区	H14.4	84	218	1,432,539
84		五領自治振興区	H14.4	173	436	2,211,826
85		下領家自治振興区	H14.4	79	232	1,338,649
86		上市自治振興区	H14.4	102	285	1,563,985
87		稲草西自治振興区	H14.4	179	453	2,305,716
88		木屋自治振興区	H14.4	25	62	850,421

行政経営改革審議項目個表

所管課 自治振興課

項 目	9 市民との協働
内 容	(6)まちづくり基本条例(仮称)の制定
現状概要	○新市建設計画、長期総合計画（策定中）など各種計画・大綱の策定、個別の例規等により、まちづくりの方向性に沿った統一的な具体的施策を行っている。 ○条例制定状況 県内市では、呉市が市民協働推進条例、隣接市では、新見市がまちづくり基本条例を制定
課題概要	○住民自治の理念による、市民の意思と責任による協働のまちづくりを行うためには、基本理念を明確化し、これを実現するための制度、仕組み、市民・議会・行政の責任と役割、行政運営のあり方などをわかりやすく示した、実効性のある基本的な規範を策定することが有効である。 ○条例制定により、具体的な協働のルールと方向性を示し、庄原市のめざすまちづくりを推進する。
方針(案)	○基本条例であること、最高法規性を持つことを考慮し、最終的な条例の制定と同等以上に、制定過程において、条例に市民の意思を反映することが前提となる。委員会による方式とし、公募委員、審議過程の情報開示、広範な市民の意見の反映など市民参加のシステムにより制定に向けた作業を行う。
効 果	○住民自治の理念と実現の方策を概括的に定義し、協働のまちづくりを具体化するわかりやすい実質的な規定として、個性あるまちづくりの共有指針となる。
資 料	○まちづくり基本条例の類型

改革の視点

顧客志向	
成果志向	
マネジメント	○サービスの提供者になり得る市民との協働によるまちづくりの推進

まちづくり基本条例の類型

各条例の項目を類型化したもの、個々の条例はこれらの項目の組合せあるいは一部をもって構成されている

大項目	項 目	内 容
前文	前 文	自治基本条例制定の背景や条例の基本理念、市の個性を生かした、めざすべき市の姿など
総則	目 的	条例制定の目的
	用語の定義	この条例における「市民」、「協働」、「参画」、「市民自治活動」等の用語の意味
基本理念	協働の原則	主体的な「参画」「協働」について
	情報共有の原則	市民が自ら判断し、行動するための様々な共有について
	まちづくりの基本理念	基本構想等を踏まえた具体的なまちづくりの基本理念
市民の権利と責務	市民の権利と責務	まちづくりを進めていくにあたっての市民の権利及び責務
市民自治活動	市民自治活動の原則	市民自治活動の権利、責務、ルール
	市民活動団体の権利及び責務	まちづくりを進めていくにあたっての市民活動団体の権利及び責務
	地域活動組織（コミュニティ）の定義、機能	地域活動組織の組織、活動について
	地域活動組織（コミュニティ）の役割と責務	地域の身近な問題を地域住民自らが解決するために行動する役割と責務
	事業者の権利及び責務	まちづくりを進めていくにあたっての事業者の権利及び責務
	市民自治活動への支援	市民自治活動の推進に市が果たす役割
議会の責務	議会の役割と責務	議会に関する基本的事項と議会及び議員の責務
執行機関の責務	市長の責務	市長の責務（政策遂行義務、財政運営義務、説明責任）
	市及び職員の責務	市に関する基本的事項と市及び職員の責務
	組織構成	効率的、機能的な行政組織のあり方
行政運営の原則	総合計画	まちづくりを総合的かつ計画的に進めていくための総合計画策定について
	総合的な行政推進・行政サービスの提供	市民ニーズに的確に対応するため、総合的な行政サービスを提供すること
	行政評価	市政について各種計画の進行管理及び個別施策の評価の実施、公表等
	説明責任	市政について市民にわかりやすく説明する責任を負うことについて
	応答責任	意見・要望・苦情等に迅速かつ的確に応答することについて
	情報の公開・提供	情報共有を実現するため、政策形成等に関する情報を主体的に公開するについて
	個人情報の保護	個人情報の保護について必要な措置を講じることについて
	関係自治体との連携	他の自治体との交流や連携のあり方について
	行政手続	行政運営における公正の確保と透明性の向上による、市民の権利利益の保護について
	財政運営	財政運営の原則、財政状況の公表等について
	審議会等への参加・公募等	審議会等の会議は原則として公募委員を加えることについて
	住民投票	市民の意思を直接問う住民投票制度について
その他	条例の位置づけ	最高規範性及び他の条例や規則が本条例を尊重する必要性
	推進委員会	この条例に基づき、市民自治の推進及び評価を行う機関について
	条例の見直し	本条例の見直し規定
	委 任	この条例に関する具体的な事項を別に定めることについて